

愛知県公文書館研究紀要 創刊号 (2023年3月発行)

安食荘の里配置と現地比定に関する試論

高橋 敏明

安食荘の里配置と現地比定に関する試論

高橋 敏明

はじめに

本稿のテーマに関しては、水野時二、金田章裕、弥永貞三・須磨千穎（共著）各氏の論考⁽¹⁾がある（以下、各論文は注1記載の略記名を使用する）。

水野氏はその後監修した書籍⁽²⁾で弥永・須磨案を採用しているが、金田氏は『愛知県史 通史編1 原始・古代』で「十分な提案には至っていない」とし、自案⁽³⁾を採っている。しかし、筆者の論考⁽⁴⁾では金田案には齟齬がみられ（概要は後述）、弥永・須磨案が現在最も整合性が高く説得力があるとされることから、本稿では同案⁽⁴⁾を前提に論考する。

従来案は、坪付け里を大縮尺の地図上に比定するだけであるが、本稿では条里の指標の現地比定やその他の里や原山についても地図比定を試みた。

なお、使用した基本資料は『愛知県史 資料編7 古代2』（愛知県、2007年）収録の「863〔醍醐寺文書〕第五函之一」（以下、検注帳案という）である。

1 地目等分布図

(1) 弥永・須磨案の検討

里配置と地目分布の復元図の作成方法はつぎのとおりである。

- ・条は北から南へ、里は東から西へいずれも記載順。坪は北東隅発の千鳥式。

- ・坪内の複数の地目の配置は、検注帳案の記載順「田→畠→荒→川」(逆は5坪町)と原則同じで、東西に長い短冊形として北から南に並べている。しかし、225坪中50坪は連続性を優先し順序を換えたり、南北に長い短冊形（6坪町）とするなど任意配置⁽⁵⁾している。
- ・18条と19条に並ぶ里相互の位置関係については、「主として田地分布の態様から明白になる」⁽⁶⁾とするのみで蓋然性の高いものではない。
- ・記載面積を合計しても1町歩に満たない坪があるが、図示していない。
- ・条名のない里のうち、北部の2里は記載順に、南縁の5里は現地名と地形（河川）を考慮し、記載順に東から西へ、20条から19条にわたって配置している。

条名のある里の並びは確定的としても、条相互や条名のない里の位置関係、複数地目のある坪町内の地目配置は確定している訳ではないので、南北に並ぶ坪町を1組（一坪町と二坪町、二坪町と三坪町など）として18条（大半が「荒」の水別里を除く）と19条（1本は19・20条界）について、坪町界の東西の連続線（A～L）上で地目の連続性をみると、表1のとおりである。

表1 地目からみた18-19条の坪町の連続性

界線	A	B	C	D	E	F
連続組数	22/36	18/36	16(20)/36	18/35	19/31	7(9)/21
連続率%	61	50	44(56)	51	61	33(43)
界線	G	H	I	J	K	L
連続組数	13/18	5(11)/17	8/13	7/13	7/12	7/10
連続率%	72	29(65)	62	54	58	70

注1 連続組数：分母＝上下に隣接する坪町の組数、分子＝地目が連続する坪町の組数

注2 F：18条と19条の界線

注3 ()は、連続率が高まるよう地目が複数ある坪町内の地目の配置を換えた場合の数値

両条の境界線 F の率は、H につぐ低率である。
50%未満の C・F・H の地目の配置換えをしても、
F は43%と最低で、他の組の平均58%より15ポイン

ト低い。数値からは、F の南北（18条と19条）に並
ぶ里の接続の妥当性に疑義が生じる。

詳細は次項で述べるが、近年の筆者の調査で検注

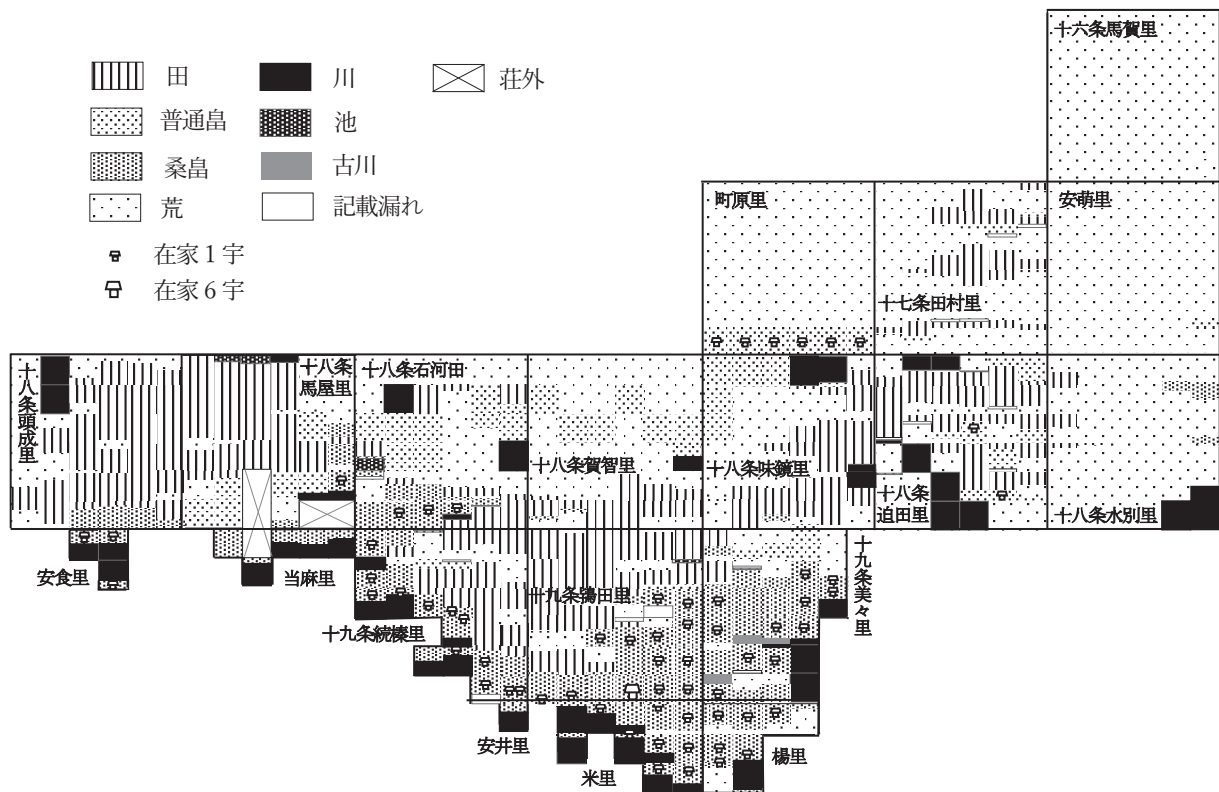


図1 康治2年安食荘地目等分布図

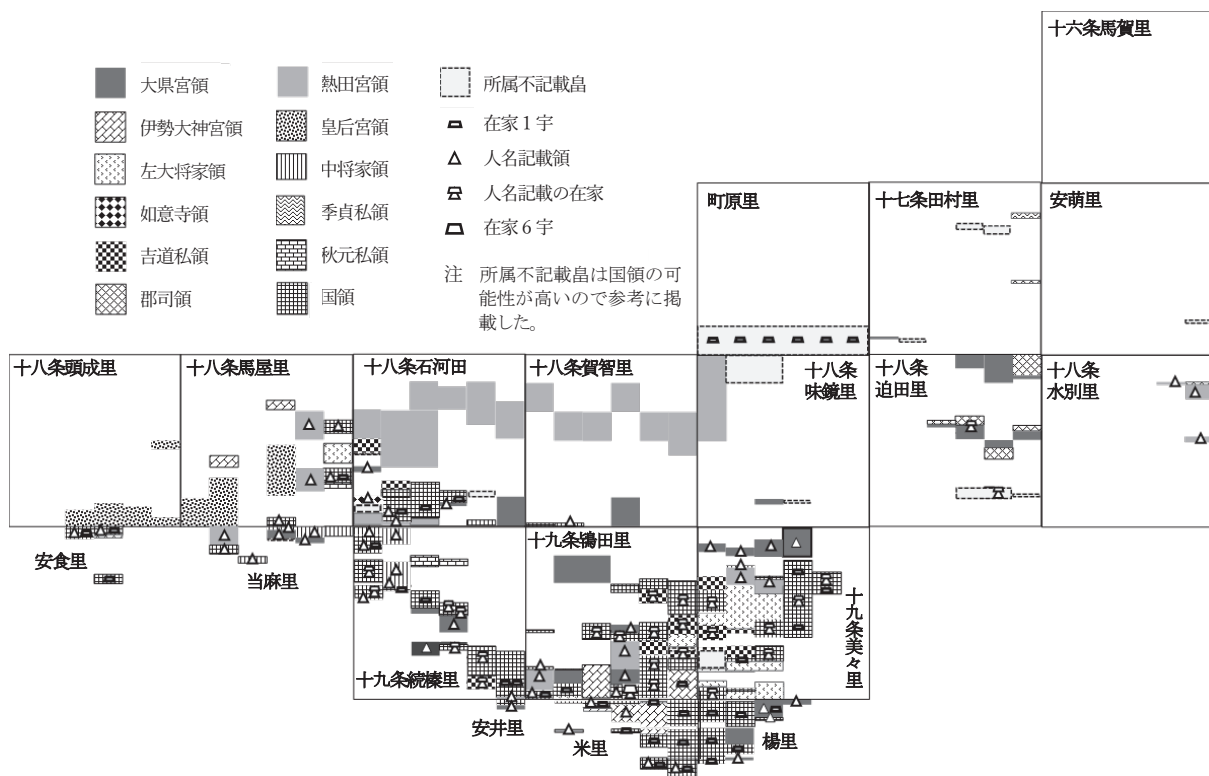


図2 康治2年安食荘諸領地等分布図

帳案が東限とする薦生里西畔は、弥永・須磨案の現地比定図の1里分強東になると推定されるため、18条以北を1里分東へ移動させると連続率は71%となり、平均を大きく上回る。

(2) 筆者案

弥永・須磨案「記載漏れ」を入れ、地目の連続性を視点に作成したのが図1である。Fの接続率は81% (17/21) となり、弥永・須磨案の修正図より10ポイント高い。この図では、17条の田村里と安萌里を入れ替えているが、理由はつぎのとおりである。

弥永・須磨案の場合、記載順(条は北→南、里は東→西)の配置であれば、条なしの楊里以降の里は、19条続榛里の西か20条に東→西へと配置すべきである。しかし、同案は条を無視し、隣接里との連続性から20条の後に19条へ配置している。

図1は、17条田村里と安萌里が記載順と逆になっているが、これは弥永・須磨案と同様隣接里との地目の連続性を優先した結果で、東西位置は無視した。記載順が「16条馬賀里→安萌里→17条田村里」であれば、安萌里は16条と解されるので、これを避け17条とするために17条田村里の後に記載されたとみることが出来る。であれば「17条安萌里」とすればよいが、そうしなかったのは、成立当時、「条」は固有名詞化していたためではないかと思われる⁽⁷⁾。弥永・須磨案との違いは、南北(条)と東西のどちらの位置関係を無視するかの違いといえよう。

弥永・須磨案では、里配置の妥当性の傍証として、康治2年当時安食庄諸所領分布図を掲載している。諸領地の位置を示すだけで、詳細な連続性や面積を反映する図ではない。また検注帳案掲載の所属不記載の地目の内、田は「定田」として掲載しているが、畠や荒その他は空白となっている。

図2(筆者案)は、各領地の面積、在家等を図にしたもので、図1に対応している。空白は安食荘の

領主である醍醐寺領と推定される。

2 荘域の現地比定

(1) 条里界の指標

ア 弥永・須磨案

「里名と現在地名との対比、地形、遺存坪名その他を考慮に入れ⁽⁸⁾」て、比定している。

- ・地形からの大体の比定では、検注帳案では郡の北界から19・20条辺りに堺河があり、河道の変遷はあるものの、現庄内川ないし矢田川が該当すること
- ・味鏡里 = 名古屋市北区楠町味鏡(旧味鏡村)、米里 = 同米が瀬町、安井里 = 同安井1～4丁目および安井町(旧安井村)、安食里 = 近世の安食三郷とすると、各里と現在地の相互の位置関係がよく符合すること

これによりおよその位置は比定できるものの決定的ではなく、郡の条里の確定が必要になるとし、基準となる数詞の付く坪地名の現在位置を検討した結果、古図にある下中切村の「初ノ坪」が「ほぼ1坪分の方形区画」であるので、「最も有効な指標の一つである」としている。そして、他の数詞坪地名との位置関係から、「初ノ坪」ではなく「八ノ坪」とみるのが適当であるとし、これをもとに郡の条里基準線を引き⁽⁹⁾、そこに安食荘の里(自案の里配置)を重ね地図比定している⁽¹⁰⁾。

この比定図から読み取れる範囲内では、18条の東限は現在の春日井市勝川町4丁目の愛宕神社辺り、西限は名古屋市西区大野木2丁目の大乃伎神社西辺りとなる。正確な比定には、「初ノ坪」の現地比定が必要となるが、特段の記述はない。

イ 筆者案

筆者も春日井郡内の数詞坪地名をすべて調べた。詳細は後述するが、水野氏、金田氏も指標として採

用されているとおり、下中切村の「初ノ坪」は、形状・距離とも唯一かつ理想的な指標と思えた。しかし、典型的な坪型の地名域が700年近く維持されてきたと信じることに、大きな不安を覚えた（理由は後述）ため、別のアプローチをとることとした。

a 里界

検注帳案には、「四至 東限薦生里西畔 南限山田郡堺河 西限子稲里東畔 北限作縄横路」とあるが、どれも不明であった。仮に南限と北限が判明しても、そこが条界であるとは断定できない。一方、東限と西限については、里の「西畔」「東畔」としており、どちらかの里の位置が現地比定できれば、春日井郡の里界線を近代の地図で確定することができる。

薦生里の音は「こもうり」ないし「こもふり」と思われるが、筆者の調査で「こも」という通称地名が、近年まで条里型地割が広範にあった春日井市松河戸地区（弥永・須磨案が安食荘の東限に比定する勝川地区の東に隣接）にあり、地元の古文書（18世紀末）や『尾張徇行記』でも確認できた。位置は図3のとおりで、近世以降の勝川と松河戸の境界の東である。⁽¹¹⁾



— 勝川・松河戸界 ⊙ 地名「こも」
 □ 大畦畔検出区 注 薦生里の南北界は未定
 ⋯ 水別里(弥永・須磨案) (明治24年陸軍測量図)

図3 薦生里の位置

この「こも」が薦生里の遺名としても、正確な里界は依然不明である。里界の手掛かりとなったのが、安食荘絵図（『愛知県史 資料編9 中世2』図版1）である。詳細は、拙論「安食荘絵図の考察（前）」⁽¹²⁾などで論じたが、絵図の東西の区画線（南北線）を近世の勝川村境に重ね、「醍醐塚」（「」は絵図に

記載。以下、同じ）を村で最も目立ったであろう南東山古墳に重ねると、各描画物は村の発祥地区や神社、寺院、古道に重なり、「安食」「柏井」界は近世の勝川・松河戸両村界に一致する。『寛文村々覚書』は、両村を醍醐荘勝川村、柏井荘松河戸村とし、『尾張徇行記』では松河戸村の「西田面ノ字」として「井ノ上コ毛境田」をあげている。「井ノ上」はこの絵図の区画境にある「井上」（柏井側）、境田は「勝川村境の田」の意と考えられる。また、近年の松河戸地区の発掘調査では、現地表の条里型地割は14世紀後半から16世紀の地割を継承していることが確かめられている。⁽¹³⁾ また両村界の地中で里界と考えられる「大畦畔」（図3参照）⁽¹⁴⁾ が検出されている。

以上からは、近世の勝川村と松河戸村の境界（現在の長塚町・愛知町界）が薦生里の西畔であったと考えられる。現在の正確な位置は、愛知電機株式会社（春日井市愛知町1）の西の南北道の西側側溝（長塚町2丁目）である。

b 条界

松河戸の北東、下条・上条にも広大な条里型地割（最長で東西1.6km、南北1.8km）がみられ、両地区界は東西1.4kmの直線であった。直接の言及はないが、弥永・須磨案の条里図に条里関連地名として記載されている。両地区の条里型地割は松河戸から連続しており、14世紀後半まで遡る可能性が高い。また、安食荘絵図の区画線は坪（1町）を規格に引かれており、⁽¹⁵⁾ 区画内を1町単位で区画すると、坪界線の延長線の1本が上条・下条界と一致する。

以上から近世の上条・下条村界が16条・17条界と考えられる。現在の位置は、中部中学校南の道路の南側歩道（用水路。下条町1丁目）である。

(2) 弥永・須磨案と筆者案の比較検討

ア 「初ノ坪」の現地比定

弥永・須磨案の正確な位置を知るため、この坪の

現地比定を試みた。社寺、集落（宅地）、周辺の田や水路を指標に、元となった古図（図4-1）・明治17年下中切村地籍図（図4-2）・明治24年地形図（2万分の1、大日本帝国陸地測量部）を照合すると、極めてよく一致することが確認できたので、「字初ノ坪」域を地籍図上に画し計測すると、東西102～108m×南北約108mの正方位の正方形であることが分かった⁽¹⁶⁾。しかし、昭和初期の矢田川の付替えや耕地整理で一帯は変貌し、現代の地形図では正確な位置は把握できない。そこで、明治17年下中切村地籍図（図4-2）・昭和13年中切耕地整理図（図4-3）⁽¹⁷⁾・

平成22年名古屋都市計画基本図（図4-4）を照合し、現在の位置を割り出した。この結果、「初ノ坪」の南西角が名古屋市北区中切町4丁目58番地8の南西角にあたることが判明した。

イ 両案の条里界の齟齬

「初ノ坪」と上条・下条界、薦生里の位置関係は図5のとおりである。

条界は、A・B間の南北距離は17町（3里-1町）+47m〔1,900m÷109m〕で、初ノ坪指標と上条・下条界指標では47m（最大55m。図4-3の注2参照）食い違っている。

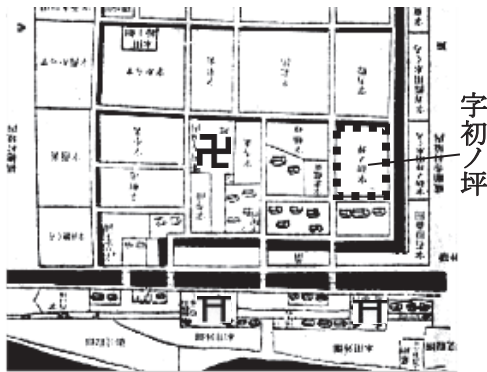


図4-1 中切村の「初ノ坪」を示す古図

（部分。時期不明。水野案 p599の図から）

- 注1 元の絵図の上下を反転し、北を上とした。
- 注2 この図とほぼ同一の天保12年の村絵図が注2の文献に掲載されている。
- 注3 中切村は明治初年に下中切村と改称した。



図4-2 下中切村地籍図

（明治17年、1/1200、愛知県公文書館所蔵）

- 注 寺院記号の地は「宅地」とあるだけだが、南西隅に「墓地」とあること、一筆の形状が右図の寺院境内地と同一と思われるので、寺院と判断した。

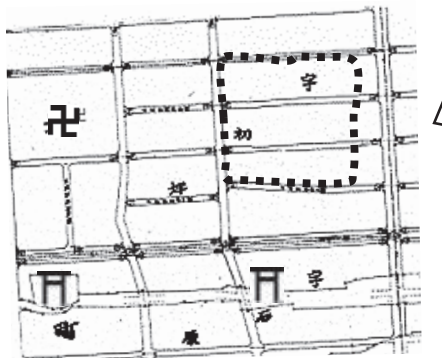


図4-3 中切耕地整理図

（昭和13年、1/1200、名古屋市市政資料館所蔵）

- 注1 「初ノ坪」比定域を比定する指標とした神社敷地の形状にズレがあるため、両社の北境界線と西の神社の北東角を図4-2に重ねた。
- 注2 このため同域は、最大で東へ5m、西へ4m、南へ8m（大縮尺のためm未満四捨五入）移動する可能性がある。



図4-4 名古屋都市計画基本図

（平成22年、1/2500、名古屋市）

- 注 道路を指標に図4-3を重ね、「初ノ坪」の位置を割り出した。

〔4つの図の地図記号と点枠線は加筆、縮尺は元図の数値〕

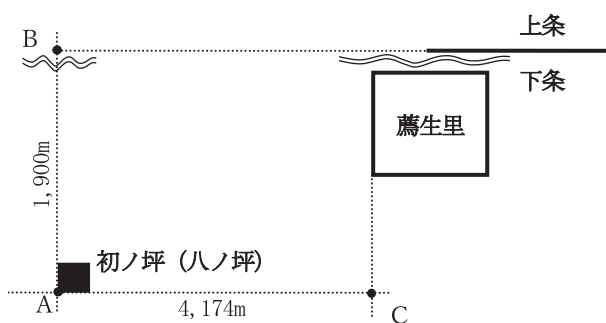


図5 条里指標の位置関係図

里界は、A・C間の東西距離は38町（6里+2町）+32m〔4,174m÷109m〕で、初ノ坪指標と薦生里指標では32m（最大36m・最小27m。同上）食い違っている。

網の一マスである坪（109m四方）の場合、食い違いは最大⁽¹⁸⁾54.5mであるので、本件の条界の食い違い率は86%（最大100%）、里界は59%（最大66%）である。積年の耕作や洪水で徐々に生じた齟齬で、本来は整合していたとも考えられるが、この率からは関連性はないとみるのが妥当であろう。

この齟齬は、金田氏のいう小「条里地割区」⁽¹⁹⁾に由来し、「洪水による堆積を受けた後に復元されていく過程で生じた齟齬」⁽²⁰⁾以上の齟齬と考えられる。

金田氏は安食荘で4つの小「条里地割区」の可能性があるとするが、金田案をみるかぎり「初ノ坪」のある鴉田里と他の里の条里界に齟齬は見当たらない。この齟齬を後世のものともみた場合、条里界としてどちらの信憑性が高いのだろうか。

ウ 「初ノ坪」の信憑性

条里型地割は下中切村全域から東西両隣村（安食三郷）に東西0.4km、南北0.7kmほどにわたっており、条里比定の理想的な指標といえるが、つぎのような疑義が生じる。

12世紀の坪型地割がそのまま19世紀まで⁽²¹⁾維持されてきたことになるが、周辺は庄内川と矢田川の合流域で、江戸時代には大きな氾濫だけでも38回あつた⁽²²⁾。その度に整地し直されたはずである。こうした

状況を考慮せず、地名と形状・大きさから直ちに古代の条里の指標とするのは、早計ではないだろうか。「八ノ坪」転訛説にも疑義が生じる。⁽²³⁾

また、「初ノ坪」は水田地区の南東隅、集落の北東隣りにあり、地名としても自然な命名と思われる。⁽²⁴⁾

エ 上条・下条・松河戸地区の安定性

段丘の南、北東から南西へ緩傾斜する沖積地にあり、氾濫源となる庄内川は東からクランク状に屈曲し、南端の低位を流れる。このため東部沿岸は直撃されるが、広い後背地は川沿いの自然堤防が防波堤となって防御されてきた。その安定性は、先に述べたとおり一帯の地割が14世紀から20世紀まで基本的に変化しなかったことから実証される。

(3) 筆者の比定案

以上の論考から、上条・下条界と薦生里の東畔を条里界の指標として作成したのが図6である。弥永・須磨案の比定図については、「迫田里の過半と味鏡里のほとんどが洪積台地上に位置することとなり、検注帳にみる土地利用（筆者注：水田）との面で問題が残るとの指摘がある」⁽²⁵⁾。この点について、本図では洪積台地は迫田里の半分、味鏡里の4割程度である。また、田村里と迫田里の中央を南北に流れる旧河川と西の八田川が、両里の田の水源となったと思われる。味鏡里の南東半分を占める田の水源としては、東部を流れる八田川が考えられる。

迫田里南部の川は旧河川（現地蔵川辺）の合流点と重なる。賀智里南部から鴉田里の田の水源も旧河川が考えられる。続榛里の田や川も旧・現河川と一致する。馬屋里北部の中央以西から頭成里の大半にわたる安食荘最大の水田地区や川も大きな旧河川とよく一致する。

原山は、地形と安食荘絵図を参考にすると、春日井市稲口町辺りから南（絵図は「柏井野」「安食野」

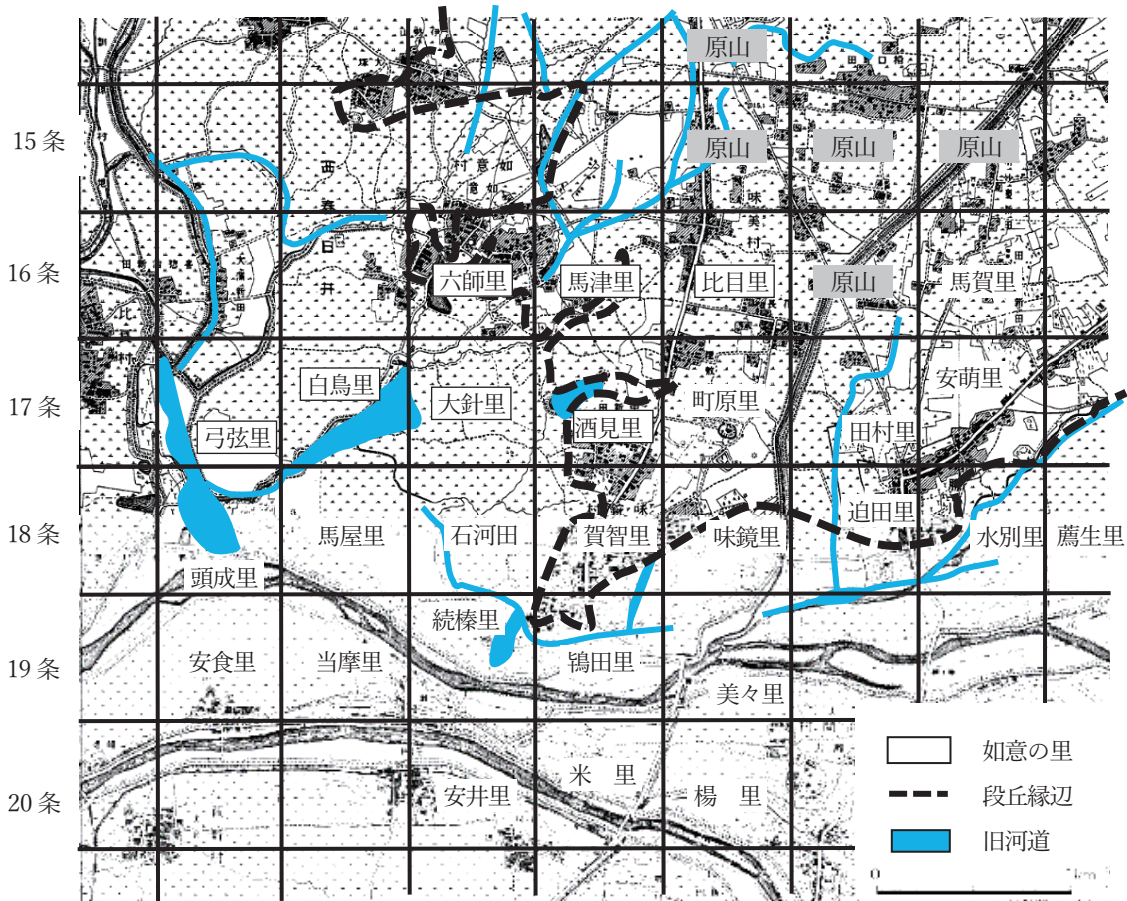


図6 安食荘の現地復元図

注 旧河道は庄内川治水地形分類図（国土交通省）、二万分一地形図（明治24年測図明治26.7.29発行。埼玉大学教育学部 人文地理学研究室谷 謙二「時系列地形図閲覧ソフト『今昔マップ2』」による。）

「味鏡野」と記載）の味美地区（江戸時代の味鏡原新田）にあったとみるのが妥当であろう。

と比べると、余程の地形的悪条件か、立荘前の経営姿勢の違いが想像される。

東如意5里は66%が荒、田が25%、畠が9%あることから、如意（現名古屋市北区如意ほか）東部で大半が荒の町原里の北から西の段丘と旧河川が入り組む地とその西に配した。里名は、近世の「六師村」に近い位置に「六師里」を入れ、検注帳案の記載順に北から南、東から西へ配置した。西如意的白鳥里と弓弦里は、「荒」が82%あることから、旧河川が特に集中する辺りに配置した。水田区である隣の馬屋里と頭成里

荘東部では、庄内川と矢田川の前身河川の網状の流れの中にできた自然堤防上に桑畠と家があり、背後の湿地では水田が営まれている。その北に草や低木の広大な荒野が続き、その中

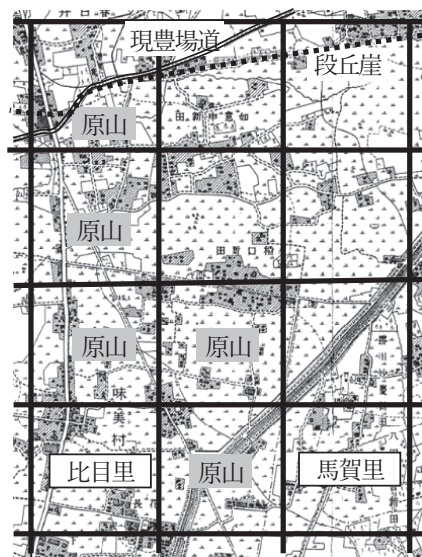


図7 図6の部分修正案

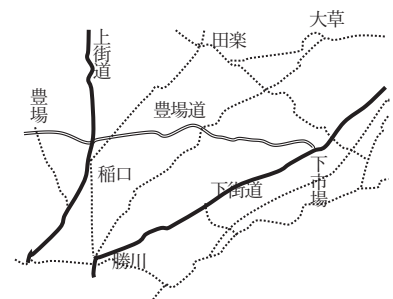


図8 春日井を通る道（部分）
（櫻井芳昭氏作成図から作図）

に小規模な畠がある。再開発された町原里南端では、東西に規則的に新しい家が並ぶ。荘の北東には15世紀に春日部原といわれた広大な未開発の山林が続き、木材や薪、落葉など生活必需品の供給地となっているが、安食荘の領域は5里のうち比目里と馬賀里間の1里以外は半分（平均）しかない。一方、西部に広がる田の北から北東には、川の氾濫でできた広大な荒野が広がる。そんな景観が浮かぶ。

なお、北東部については、別案（図7）も考えられる。安食荘絵図の南北線は絵図の北へ延伸しているように見える。その先には、戦国時代末まで味岡荘上原村があったとされる通称上原がある。⁽²⁶⁾そして、この辺りの段丘崖の近くを豊場道（図8。藤堂街道を経て国府に至る）が通っていたと推定されている。⁽²⁷⁾下市場では鎌倉時代の遺跡（「いち」と墨書の皿、青・白磁や石鍋、祭祀と集落の遺構など）や古墳時代の高坏が発見されている。至近には6世紀の蓋形埴輪の出土した古墳や7世紀の廃寺が2寺あり、幹線道であったと思われることから、荘北限の作縄横路であった可能性も考えられる。

- (1) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』（大明堂、1971年。以下、水野案という）、金田章裕「中世（1）」『愛知県開拓史—通史編』（愛知県、1980年。金田案）、弥永貞三・須磨千穎「醍醐寺領尾張国安食庄について」『研究紀要 第5号』（醍醐寺文化財研究所、1983年。弥永・須磨案）など多数あり、金田案と弥永・須磨案は、『愛知県史 通史編1 原始・古代』（愛知県、2016年）にも掲載されている。
- (2) 『北区誌』（名古屋市北区役所、1994年）
- (3) 拙論「安食荘の里の位置と東限について」『郷土誌 かがい 第72号』（春日井市教育委員会文化財課、2013年）
- (4) 弥永・須磨案 p27と『新修名古屋市史 第1巻』（名古屋市、1997年）p710（桑畠を分別図示）に掲載。筆者案は後者を前提とした。
- (5) 水野案、金田案も任意配置している。
- (6) 弥永・須磨案 p28

(7) 律令の土地制度崩壊後、郡単位での広範な土地管理が不要となり、条が廃止されたことで、固有名詞化したのではないか。町原里には国領と考えられる普通畠に在家が規則的に配置されているが、これは本荘が11世紀後半以降、国司によって停廃収公された時に設置されたため、条が付かないのは制度崩壊後の後発の里であったためではないかと思われる。

- (8) 弥永・須磨案 p26
- (9) 前掲案 p33では小木村一ノ坪について、「正確に或る里の東北隅に当る位置にすることが確認できる」ので指標としたとしているが、現在確認できるこの小字域は、正方位に対してはほぼ45度傾斜する、5町の細長い形状である。字界も内外部の地割もほとんどが同じ傾斜であり、本来の「坪」の姿からは程遠い。条里界が北東方向に5町の範囲で移動しても、この表現は正しいことになる。あくまでも「この案と矛盾しない」という範囲の傍証とみるべきであろう。
- (10) 弥永・須磨案 p33
- (11) 詳細は注3 掲載書参照
- (12) 『郷土誌 かがい 第73号』（同前、2014年）、拙著『安食荘 絵図を読み解く』（修正版2022年）
- (13) 『愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第48集 松河戸遺跡』（同センター、1994年）
- (14) 『年報 昭和62年度』（愛知県埋蔵文化財センター、1988年）
- (15) 注12の拙論、拙著参照
- (16) 拙著『春日井郡の条里比定と安食荘の復元』（修正版2022年）p19
- (17) 川中耕地整理組合『地区変更設計変更認可申請書綴』（名古屋市市政資料館所蔵）
- (18) マス目のズレが一辺の1/2を超えると隣のマス目との重なりの方が大きくなるため。
- (19) 金田章裕「尾張の条里と土地利用—その基礎的検討—」『人文地理』第25巻第3号（人文地理学会、1973年）p1145
- (20) 金田案 p38。「復元」による齟齬ではなく、関係がないとみるべきであろう。
- (21) 図4-1の古図とほぼ同一内容の天保12年（1841）の村絵図（徳川林政史研究所）が『北区誌』（注2）p599に掲載されており、古図もこの時代のものとみるのが妥当である。
- (22) 『愛知県災害誌』（『北区の歴史』（愛知県郷土資料刊行会、1985年）p83-85）
- (23) 弥永・須磨案は「元来は八ノ坪であったのが、いつ

しか「八」に替えて「初」をあてるようになったと見るのが至当であろう」、他の数詞の付く坪の位置とも矛盾しないとしている。

しかし、筆者の調査（注16掲載書参照）では、春日井郡の数詞の付く12坪中10坪は「初ノ坪＝十八ノ坪」であっても成立すると思われる。この場合、弥永・須磨案の条里の境界線は、北東へ1坪分（1町）移動することになる。

(24) ハツノツボが自然であるのは、江戸時代の村絵図の多くは南を上に行っていることや太陽が昇る東を「上」とする「日の縦」(成務紀)などの方位観からもいえる。

なお、『尾張徇行記』（1792年～1822年編纂）は「字八ノ坪」としているが、文政10年（1827）頃の村絵図は「初坪」、天保12年（1841）では「初ノ坪」としている。「アザハチノツボ」は「アザハツノツボ」の誤聴と解すべきであろう。

(25) 注(4)の『新修名古屋市史 第1巻』p710

(26) 拙著『春日井区誌』（同編纂委員会、2020年）p6

(27) 櫻井芳昭「春日井をとめる街道6」『郷土誌かすがい 第19号』（同前、1983年）、同『尾張の街道と村』（1997年）p165

（春日井郷土史研究会）